

8 職員体制

(2015年 4月 1日現在)

	職員数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (時～翌時) (最少人数)	備考 (資格・委託等)
		人数	うち自立対応		
従業者の内訳	管理者	1 ()			
	生活相談員	1 ()			介護福祉士
	直接処遇職員	48 (35)	36.2		
	介護職員	37	27.8	3	
	看護職員	11	8.4	1	内1名機能訓練指導員兼務
	機能訓練指導員	※1 ()			看護職員兼務
	理学療法士	(1)			
	作業療法士	()			
	その他	()			
	計画作成担当者	1 ()			介護支援専門員資格
	医師	()			
	栄養士	1 ()			管理栄養士
	調理員	8 (5)			
	事務職員	4 (2)			
その他職員	5 (5)				
合計	69 (48)			4	

注1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。

2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活に必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。

4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	平成24年度の平均値	平成25年度の平均値	平成26年度の平均値
要支援1の人数	0	0	0
要支援2及び要介護者の人数	29	63	66
指定基準上の直接処遇職員 の人数	15	32	33
配置している直接処遇職員 の人数	16	35	35
要支援者・要介護者の合計数人 に対する配置直接処遇職員 の人数の割合	2:1以上	2:1以上	2:1以上

常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間40時間で除して算出				
従業者の勤務体制の概要	介護職員	早番	7:00	～	16:00
		日勤	9:00	～	18:00
		遅番	10:00	～	19:00
		夜勤	17:00	～	9:30
	看護職員	早番	7:00	～	16:00
		日勤	9:00	～	18:00
		遅番	10:00	～	19:00
		夜勤	17:00	～	9:30

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	0人（ 人）	ホームヘルパー1級	人（ 人）
介護福祉士	10人（ 1人）	ホームヘルパー2級	17人（ 人）
介護支援専門員	1人（ 1人）	ホームヘルパー3級	人（ 人）
介護職員基礎研修修了	5人（ 人）	無資格者	5人（ 人）

注) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を（ ）に外数で記入する。